

ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却(野焼き)は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。

また、野焼きで発生した焼却灰は町では回収することができないため、処理が困難になります。

さらに、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘つての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

①構造基準を満たした焼却炉による焼却行為(県知事の許可を受けている特定小型焼却炉)

②災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却(災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など)

③風俗慣習上または宗教上の行

事を行うために必要な焼却(ごんど焼き、かがり火など)

④教育活動の一環として行われる焼却行為(キャンプファイヤー、木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など)

⑤農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為

※廃ビニールの焼却は不可
※稲わら等の有効活用に関しては、下記に掲載されていますので、参考にしてください。

⑥たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの(落ち葉たき等)

※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

※令和5年度環境警察署管内における野焼き検挙件数 0件

お問い合わせ

生活安全課 ぐらし環境G
☎(84)3618 (直通)

稲わら等の焼却防止にご協力を！

稲わら・もみ殻、麦わらの焼却は、地域住民の健康への影響や、延焼による火災の恐れがあります。

稲わら・もみ殻、麦わらは大切な資源です。

人と環境にやさしい農業を推進するためにも有効に活用しましょう。

有効活用例

○すき込み

水田への有機物供給利用
※腐熟を促進させるために、必ず腐熟促進剤を使用しましょう。

○マルチ・緩衝資材利用

地表面マルチ、マルチ栽培の緩衝資材利用

※注意

やむを得ず焼却する場合は、ほ場の中で、必要最小限にとどめてください。また、風向きによる煙の流れや火災など十分考慮し、焼却中はほ場を離れずに実施してください。

田んぼの畦など、周辺に影響が出る場所での焼却は、遠慮ください。

お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)